

## 大仙市健幸まちづくりプロジェクト 参加規約

令和2年10月1日

### 第1条（目的）

- 1 本事業は、市民の皆様を楽しみながら、無理なく継続できる「歩く」ことを中心とした健康づくりに取り組んでいただき、地域全体で健康づくりを推進することにより健康寿命の延伸などを図ります。

また、健康づくりを核に、様々な分野との政策間連携により地域活力の創造と活性化に結び付け、市民一人ひとりが心身ともに健康で、生き甲斐を持ち安心して豊かに暮らせる「健幸まちづくり」を推進することを目的とします。

### 第2条（参加申込み）

- 1 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、次の各号のいずれかの方法により参加の申込みを行うものとします。

- (1) 電子申請
- (2) 郵送・FAX・メール申請
- (3) 窓口申請（窓口は、市民課・各健康増進センター・各市民サービス課）

### 第3条（参加者の決定）

- 1 大仙市は、前条の申込情報を確認し必要な審査等を経た後に参加の可否を決定します。
- 2 前項により参加を決定したときは、参加申込者へ活動量計を配付します。
- 3 大仙市は、参加者が次のいずれかに該当するときは、その参加を取り消すことがあります。
  - (1) 同一の参加者が複数の申込を行った場合
  - (2) 次条の参加条件を満たさなくなった場合

### 第4条（参加条件）

- 1 大仙市に住民登録している方
- 2 大仙市内の事業所等に通勤している方

### 第5条（参加者の負担）

- 1 参加に係る費用は無料とします。

## 第6条（活動量計の管理）

- 1 活動量計は、大仙市が参加者に無償で貸与するものとし、参加者は適切な管理のもと活動量計を取扱うものとし、  
また、参加者は、転売等により活動量計を第三者に譲渡または転貸等により第三者に使用させることはできないものとし、
- 2 次の各号に係る費用については、原則として参加者の負担とします。
  - （1）活動量計の電池交換に係る費用
  - （2）活動量計の紛失又は故意もしくは過失により破損した場合に伴う再購入等に係る費用

## 第7条（参加者の取り組み内容）

- 1 本事業への参加者は次の事項に取り組むものとし、
  - （1）活動量計の携帯
  - （2）アンケート調査の回答
  - （3）歩数の計測及び歩数データの転送
  - （4）体組成計による計測及びデータの転送
  - （5）血圧計による測定及びデータの転送

## 第8条（計測機器の設置場所）

- 1 大仙市は、前条第1項第3号から第5号までの計測機器を市内各所に設置するものとし、その設置場所は別途定め周知するものとし、

## 第9条（健幸ポイントの付与）

- 1 大仙市は、本事業の参加者に対し、別途定めるところにより健幸ポイントを付与するものとし、
- 2 前項の健幸ポイントは、参加者の取り組みの成果指標とする他、別途定めるところにより、賞品に替えることが出来るものとし、ただし、第4条の参加条件を満たさなくなった場合は対象外とするものとし、

## 第10条（申込み内容の変更の届出）

- 1 参加者は、申し込みの際の登録情報に変更があった場合、からだカルテの登録情報画面において変更を行うものとし、
- 2 参加者は、前項の方法により難しい場合は、市への届出を行い変更することができるものとし、

#### 第 11 条（退会申込み）

- 1 参加者は、本事業の実施期間中に退会の申込みを行うことができるものとします。
- 2 退会の申込は別途定めるところによる行うものとします。
- 3 退会者の情報については、大仙市が本事業を通して取得した参加者情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用できるものとします。
- 4 参加者が保有していた健幸ポイントは、退会手続きと同時に抹消するものとします。

#### 第 12 条（事業の中断・終了）

- 1 大仙市は、利用期間であっても、本事業のサービスの中断、またはサービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
- 2 前項に基づき事業を中断・終了する場合、大仙市は参加者に対して、その旨を事前に広報またはホームページ等によって通知することとします。

#### 第 13 条（免責事項）

- 1 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
- 2 大仙市は、本事業の中止により、参加者または参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負わないものとします。
- 3 大仙市は、参加者の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負わないものとします。
- 4 大仙市は、参加者の故意または過失に起因して第三者により使用された、または破棄された健幸ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負わないものとします。
- 5 大仙市は、指定する健康プログラムや歩数管理サービスの利用において、大仙市の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（個人情報の取扱い）

- 1 本事業に伴うサービスの実施等に際して、参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」という）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・大仙市個人情報保護条例で定めるところにより取り扱うこととします。
- 2 大仙市が取り扱う参加者情報は、以下の各号に定める目的の達成に必要な範囲以内で利用し、あらかじめ本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、参加者情報を利用目的以外に利用することはないものとします。
  - （1）本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
    - ・大仙市からの案内・通知、各種情報、アンケート等の送付

- ・参加者に対する健幸ポイントの付与
  - ・参加者が保有する健幸ポイントの交換
  - ・参加者からの問合せ対応、確認及び記録
  - ・その他本事業の管理・運用のために必要な事項
- (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
- ・参加者の参加実績及び実施結果の集計・分析
  - ・参加者の行動変容及び健康状態改善効果の分析
  - ・サービス向上、事業展開方策分析
  - ・医療費抑制及び経済活性化等の分析
- 3 大仙市は、参加者情報を保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める医療費抑制の効果分析のために利用することがあるものとします。
- 4 参加者情報の外部提供については次定めるとおりとします。
- (1) 大仙市は、参加者に対する健幸ポイントの交換に係る業務、アンケート調査の郵送・回答に係る業務、本事業の効果分析・評価等、本条第2項に定めた目的の範囲内で、参加者情報の取扱いを交換商品提供等の外部事業者に提供することができます。なお、参加者情報の取扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
- (2) 大仙市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第2項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表または提供することがあります。
- (3) 上記の内容は、個人情報保護法・大仙市個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更または策定に合わせて変更されることがあります。
- 5 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとするものとします。
- (1) 参加者情報についての漏洩、滅失または毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- (2) 大仙市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し取扱うものとします。
- ・参加者情報を取扱う組織に個人情報保護の責任者を置き適切な管理に取り組むものとします。
  - ・本条第2項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用するものとします。
  - ・あらかじめ同意をいただいている場合または法令で認められている場合を除き、本条第2項に定めた利用目的を超えて参加者情報を第三者提供または開示しないものとします。
  - ・参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩など防止するために参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正

に努めるものとします。

- ・関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取組み及び継続的な改善・向上に努めるものとします。

#### 第 15 条（規約の変更）

- 1 参加者は、本規約の変更については、大仙市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したとみなすものとします。